

案
学校草木処理業務委託契約書（西地区）

那覇市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）との間に、那覇市立こども園・小学校・中学校の草木処理業務について、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 那覇市立こども園・小学校・中学校とは、別表①に明記した小学校19校、中学校7校、こども園7園をいう。

（委託）

第2条 甲は、「那覇市立こども園・小学校・中学校」（以下「委託施設」という）の草木処理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の範囲）

第4条 この契約において「草木」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（草木ごみ）をいう。

2 乙は、委託施設については草木を随時、処理するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、天災地変または甲の過失によらない理由で草木が充満したときは、甲の通告により遅滞なく処理するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲から委託された草木処理業務が終了した後は報告書及び計量票を作成し、収集運搬の実施月の翌月7日までに甲に提出するものとする。

（委託料）

第6条 委託料は単価契約とし、¥ - /kg とする。（消費税及び地方消費税抜き）

2 甲による検査合格後、乙は委託料を収集運搬実施月の月額単位で書面により甲へ請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書の内容が適正であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 甲は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第8条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）を遵守し、甲が必要に応じて指示する事項について適正に処理すること。

（調査等）

第9条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、もしくは必要な報告を求め、または委託業務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその業務を再委託することはできない。

案

(契約不適合責任)

第11条 甲は、乙による履行が契約の内容に適合しない場合、乙に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(解除等)

第12条 次のいずれかの事情が生じたときは、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲にその損失を賠償請求することができない。

(損害賠償)

第13条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第17条 「那覇市環境方針」の趣旨に則り、燃料の使用削減等車両の適正運行を図ることで環境への配慮を推進するため、次の①～⑦に十分留意した上でごみ処理業務にあたること。

① 空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを止め、適切な車間距離をとること。

② 経済速度で走行すること。

③ 無駄な荷物は積まないこと。

④ タイヤの空気圧はいつも適正にすること。

⑤ アイドリングストップを実践すること。

⑥ 排出ガス等を抑制するために適正な車両整備に努めること。

⑦ 効率的なコースを運行するよう勤めること。

案

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8年 4月 1日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙